

平成 2 0 年第 4 回更別村議会定例会会議録

平成20年12月10日

平成 20 年第 4 回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏

書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

議 長	議 事 ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 20 年第 4 回更別村議会定例会を開会いたします。 (10 時 00 分)
議 長	村長より招集の挨拶があります。 村 長
村 長	本日ここに、平成 20 年第 4 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走中旬という大変ご多忙の中、それぞれ定刻までにご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。 昨年に引き続きましての諸物価の高騰、今年に入りましてのアメリカ発金融混乱が、あっという間に世界同時不況に陥り、この対応に苦慮いたしているところでございます。 こうした厳しい環境下、村民皆さんのご協力、議員各位のご指導を賜り、平成 20 年度の村政執行について、現在まで、ほぼ順調に進めさせていただいているところでございます。厚くお礼を申し上げます。 さて、今定例会におきましては、新規条例の制定を含みます条例制定関係 12 件、指定管理者指定の件 1 件、一般会計他補正予算 6 件、合わせて 19 件の議案となっているところでございます。 それぞれご審議賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 (10 時 02 分)
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
議 長	会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 2 番高橋さん、3 番菊地さんを指名いたします。

議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 4 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、去る 12 月 2 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から 12 月 22 日までの 13 日間とし、会期日程については、お手元に配布したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
議	長	なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3、 会期決定の件を議題とします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 22 日までの 13 日間といたしたいと思
		います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、会期は 13 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、 ご了承願います。 次に、総務厚生、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 高橋総務厚生常任委員長 (総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。) 松橋産業文教常任委員長 (産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	これで常任委員会の報告を終わります。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明が求められておりますので発言を許します。 村 長
村	長	それでは、補足説明をさせていただきたいと存じます。 まず 1 番目の平成 20 年度建設工事進捗状況でございますが、別紙の 1 のとおりであります。これにつきましては、ほぼ順調に進めさせていただいているところでございます。内容については、お目通しを願

いたいと存じます。

2番目の老人保健福祉センター改修工事、福祉の里温泉工事でございます。これにつきましては、別紙2で記載をしているところでございますが、要点のみ説明をさせていただきたいと思います。

平成20年10月1日からの温泉法の改正につきましては、お示しのとおりでございます。福祉の里温泉につきましては、改修工事の過程におきまして、相当量のメタンガスを感知したということであります。現在、北海道立地質研究所の指導のもとにセパレーターガス除去装置、あるいは警報機の設置工事を追加発注いたしまして、工事を進めているところでございます。この追加工事には2,150千円程かかりますけれども、これにつきましては、規定予算内で行っているものでございます。これらの工事によりまして、温泉法のクリアが出来るものと思っていますところでございます。利用につきましては、当初、今年中の利用を考えていたところでございますが、先に申し上げたとおり、ガス除去装置を付けなければならないということもございまして、また、長期に安定した温泉を確保するという観点から慎重に工事を進めているところでございまして、従いまして利用者には大変ご不便をかけますけれども、この工事、工期が2月中旬となっておりますことから、工期内に利用してまいりたいということで、進めているところでございます。

次に3番目の時間外勤務手当等請求上告事件及び上告受理申立事件の終了についてでございますが、兼ねてから北海道教職員組合の組合員から起こされていたわけですが、この度、最高裁にて結審をいたしましたので、内容についてご報告申し上げるものであります。なお、委託料として105千円が発生しますので、一般会計補正予算で追加をさせていただくものでございます。内容についてはお目通しを賜りたいと存じます。

以上であります。

議 長

これで、村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います

議 長

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

なお口頭で補足説明が求められておりますので、発言を許します。

教 育 長

教 育 長

補足説明をさせていただきます。

教育行政報告、1番から3番までにつきましては、村内の小学生、中学生がスポーツ部門で大変頑張られまして、管内の大会で上位の成績を修められ、全道の大会に進まれたものであります。

4番の項目につきましては、更別中央中学校のソフトテニスペアが北海道大会で上位に入賞いたしまして、この後12月19日から秋田県大館市で開催されます第8回東北北海道地区ソフトテニス中学生オー

ルスター戦に出場するものであります。これらの大会出場にあたりまして、村では派遣経費の助成を行っているところでありますけれども、当初で計上しておりました予算の残額が少なくなってまいりましたことから、今後におきまして出場が確実と思われます大会派遣の経費、日程等、議会開催の関係も含めまして検討させていただきまして、今回の補正予算に計上させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

5 番の更別農業高校校舎等の早期改築の要望につきましては、今年度も多くの皆様にご協力いただきました署名につきまして、8月11日に北海道教育庁へ赴きまして、5,289 筆の署名を提出、要望を行ってきたところでございます。その後、更にご協力をいただきました2,074 筆につきまして、11月11日、十勝教育局長に提出を行ってまいりました。今年度の合計では7,363 筆となるものでございます。多くの方にご協力をいただきまして大変感謝を申し上げますところでございます。

最後になりましたが、6 番目の更別村教育の日の制定についてでございます。教育行政報告の後段に資料としてお付けしてございますので、詳しくはご覧いただきたいと思いますが、更別村教育の日は子供達が将来に向い夢を持って心豊かに育つふるさとをつくるために、家庭、学校、地域の連携を深め、大人と子供が日々学ぶ意欲を持ちつづけることなど、全ての村民が教育を見つめる時を共有することを目的に「更別村教育の日」を考える会を組織いたしまして、ご検討いただき、制定したものでございます。制定の日は過去の教育是制定の経緯などから、11月1日とさせていただき、次のページ以降に理念、趣旨、方策等を示し、「未来の子 みんなの絆で 輝く瞳」をメインスローガンに、家庭、学校、地域における、それぞれの取り組みをうたっております。日常的な取り組みが教育の理念であります中、シンボルデーとして2月の第3日曜日、今年度は2月15日であります。教育を考える（仮称）村民集会を開催いたしまして、一層の教育認識の高揚を図ることとしているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議 長

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第7、議案第57号 更別村敬老祝金条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第57号、更別村敬老祝金条例制定の件でございます。

更別村敬老祝金条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、昭和45年に制定した更別村敬老年金条例について、本村の行財政改革の一環として見直しを行い、一定年齢到達時に祝金として贈呈することとするため、この条例を制定しようとする

るものでございます。

この条例制定につきまして、これまでの経緯等について少しご説明をさせていただきます。

現在の更別村敬老年金条例につきましては、制定以来ほぼ40年が経過しようとしているところでございます。

現行条例の内容につきましては、70歳以上75歳未満の方には年額10,000円、75歳以上の方々には年額13,000円をお贈りしているものでございます。平成20年度実績では、8,437千円となっております。内訳は70歳から75歳未満の方が234名、75歳以上の方が469名、計703名となっております。高齢化社会を反映して、毎年増加の傾向にあるということでございます。

この間、多くの自治体では、一律支給型の年金条例を廃止いたしまして、一時金年齢の節目に合わせた祝金に移行する自治体や制度そのものを全廃しているところでもございます。

こうした動きの中で本村におきましても、敬老年金制度の廃止について、議会におきましてもご論議があったところでございますし、行財政改革の中でも行革推進計画に見直しが盛り込まれたところでもございます。こうした廃止を含めた議論を長く続けること、今日の社会を築いていただいた功労者に対しまして、礼を失するものと私は思っております。敬老思想上からも大変問題であるということでありまして、行政の責任者として、ここでやはり区切りをつけさせていただくと思った次第でございます。

今般、長くご苦労、ご貢献されました皆様を心から敬老のお祝を申し上げるために、新たに敬老祝金条例を制定し、人生の節目、喜寿、米寿、白寿、それぞれ77歳、88歳、99歳のお祝いの折に30,000円を贈呈し、お祝いをしようとするものでございます。

お祝金につきましては、それぞれ節目のお祝いでございますので、お祝金に差をつけないこととした次第でございます。

こうした考え方を更別地区の老人クラブ長生会、そして上更別地区の老人クラブ長寿会、そして高齢者学級の末広学級に担当者が赴き、ご説明を申し上げてきたところでございます。また勢雄、更南、更生の各老人クラブの会長さんにもご趣旨を説明してまいったところでございます。

この年金につきましては、大変楽しみにしておられた方が多数おられると思いますけれども、ご意見としてご協力の心温まる多数の声を頂戴したところでございます。

ここに条例の制定について提案するものでございます。

この度の制度改正、行革ありきではございませんけれども、年間7,000千円の財源が新たに生まれることとなります。これにつきましては、進む少子高齢化社会に安心して暮らせる地域づくりに役立ててまいりたいと思っているところでございます。

それでは条例の本文を説明させていただきます。

		更別村敬老祝金条例、目的、第 1 条、高齢の村民に対し、敬老祝金を贈呈し、その長寿を祝福するとともに、社会に貢献した労をねぎらい、合わせて村民の敬老思想の高揚を図ることを目的とする、ということであります。贈呈対象者、第 2 条、祝金の贈呈対象者は、当該年の 9 月 1 日現在において、本村に引き続き 1 年以上住所を有する者で、基準日までに数え年、77 歳、88 歳、99 歳の年齢に達する者に対し、贈呈する、ということであります。贈呈額、第 3 条、祝金の額は 30,000 円とするものでございます。贈呈の時期、第 4 条、敬老祝金は 9 月に贈呈する。贈呈要件、第 5 条、贈呈対象者が基準日までに死亡、または村外に住所を移したときは、祝金は贈呈しない。委任、第 6 条、この条例の施行に関し、必要な事項は村長が別に定める。附則といたしまして、施行期日、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。更別村敬老年金条例の廃止、更別村敬老年金条例は廃止をする、ということであります。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから議案第 57 号に対する質疑を行います。
2 番高橋議員		質疑の発言を許します。
議	長	議長、動議。
2 番高橋議員		2 番 高橋さん
		ただいま、議題となっております、議案第 57 号 更別村敬老祝金条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう、動議を提出いたします。
議	長	各位のご賛同をお願いいたします。
		ただいま、2 番高橋さんから、所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。
		したがって、本動議をただちに議題として採決いたします。
		おはかりします。
		本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。
		したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。
		おはかりいたします。
		議案第 57 号 更別村敬老祝金条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに、いたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
議	長	(異議ないとき)
		異議なしと認めます。
		したがって、議案第 57 号 更別村敬老祝金条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議	長	日程第 8、議案第 58 号 更別村交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 村 長
村	長	議案第 58 号 更別村交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定の件、更別村交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、更別村の道路交通の一層の安全保持を目的とし、交通安全指導員体制の拡充を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。 次のページが改正条例の本文でございますが、資料の提出をいたしてございます。 資料 1 ページをご覧くださいと存じます。 改正条例の新旧対照表でございますが、現行条例第 3 条の第 1 項では、更別村に住居を有する年齢満 20 歳以上 60 歳未満の者を指導員とすることができる。ただし、村長が特に認める者は、この限りでないという条項でございますが、交通安全指導員体制の拡充を図るために、この年齢制限を廃止いたしまして、60 歳以上の方にもご協力、ご活躍いただきたいということから、今般、更別村に住居を有する年齢満 20 歳以上のものに改めるものでございます。 附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということにしております。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 7 番 本多さん
7 番本多議員		今回の条例改正ですけれども、今、70 歳、80 歳でも健康な方はたくさんいると思うのですけれども、最近の情勢を見ますと、むしろ低年齢より 60 歳、70 歳、80 歳の皆さん方の交通事故が増えているという現況だと思うのです。そういった中で指導する方もそういう方を使われるということは、大変責任もあると思うのですけれども、その心配がされると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。
議	長	村 長
村	長	今回、条例を改正させていただく主旨は、やはり 60 歳以上の方にも適任者が多数おられるということから改正をさせていただくものでありまして、また、こういう経験者をお願いすることにもひとつの良い方策だと思ってございまして、高齢者の方々の意見を取り入れた中の指導員活動というものも大事にしていきたいと思いますところでございます。20 歳から 60 歳までと申しますと、現役世代バリバリなものですから、指導業務もかなり制限が今までありましたので、より指導業務を綿密に行っていくためには、やはり 60 歳以上の方々のお

		力もお貸し願えませんが進んでまいりませんので、その辺を考慮しながら改正させていただくものであります。よろしくお願い申し上げます。
議	長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 58 号、更別村交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 9、議案第 59 号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	村 長	議案第 59 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、地方税法の改正に伴い、北海道における寄附金控除の対象となる寄附金の範囲が拡大されたことに鑑み、本村における個人の村民税に係る寄附金税額控除について対象となる寄附金の範囲の拡大改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 次のページが改正条例の本文でございますが、資料を提出しております。資料の 2 ページをご覧くださいと存じます。 ここに改正条例の新旧対照表を掲げているところでございます。 寄附金税額控除に関する条例につきましては、本年 6 月議会において本村個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲につきまして、4 ページの現行欄の村内 3 法人といたしたところでございますが、改正理由のとおり、今般、北海道における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲が拡大されたことから、村も北海道に合わせて範囲を拡大するものであります。 条文の改正内容につきましては、アンダーライン部分でございますので、お目通しを願うものでございます。 この控除対象範囲が大幅に拡大しているということであります。 附則といたしましては、この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行す

		るということにさせていただきます。 以上、提案説明とさせていただきます。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 59 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 10、議案第 60 号 更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	村 長	
村	長	議案第 60 号、更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、地方自治法の改正に伴う条文整理及び北海道行政財産使用料条例の改正に伴い、これに準じて改正しようとするものでございます。 今、改正にあたりましては 11 月 21 日開催の使用料等審議会におきましても、改正案のとおり答申をいただいているところでございます。 次のページから、改正条例の本文でございますけれども、議案資料として、改正条例新旧対照表を提出しているところでございます。 なお、改正内容につきましては若園総務課長より補足説明をいたさめますので、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	
	総務課長	総務課長 (議案第 60 号、更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 60 号、更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました
議	長	日程第 11、議案第 61 号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 村 長
村	長	議案第 61 号、更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務において、権限委譲により連結法人の優良な住宅の供給に寄与する旨の認定に関する事務の拡大及び租税特別措置法改正による条文整理並びに他市町村手数料との乖離があるものについての是正及び文言の整理をするため、この条例を制定しようとするものでございます。 ただ今、ご説明申し上げたとおりでございますが、租税特別措置法の優良住宅に関する改正につきましては、道からの権限委譲によるものでございます。また手数料につきましては、3 年毎の全面見直しの中で、特に必要と判断したものについて改正をお願いするものでございます。 本件につきましても、11 月 21 日開催の使用料等審議会において、改正案のとおり答申をいただいているところでございます。 次のページから、改正条例の本文でございますが、資料を提出してございます。この資料に基づき、改正内容について、林住民生活課長より補足説明をいたさせます。 ご審議方賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。 住民生活課長 (議案第 61 号、更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 61 号、更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	暫時休憩いたします。(10 時 55 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 15 分)
議	長	日程第 12、議案第 62 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます
村	長	村 長 議案第 62 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、公衆浴場法施行条例に基づく公衆浴場入浴料金の統制額が平成20年8月11日に改正されたこと、及び管内市町村との均衡を図るため、温泉入浴料を改正するとともに、福祉施設、医療施設における給食利用料との均衡を図るため、生活支援ハウス事業に係る給食利用料を改正するため、この条例を制定しようとするものでございます。 次のページからが改正条例の本文でございますが、資料を提出してございます。 この資料に基づき説明申し上げますので、資料の 16 ページをお願い申し上げます。 資料として新旧対照表を提出してございます。 第 12 条第 1 項第 5 号の改正につきましては、生活支援ハウスの給食料金の定めが、17 ページの現行欄のとおり、2 つの表に規定されておりますので、これは整理するものでございます。従って、議案資料 17 ページ、下段にあります(3)給食利用料の表は削除するものでございます。次に別表第 3、第 2 項の改正でございますが、個人使用の浴室、福祉の里温泉として親しまれている施設の利用料の改正でございますが、大人、高校生から 65 歳未満の方の利用料を 1 回 350 円から 400 円に、回数券 11 枚綴りでございますが、これを 3,500 円から 4,000

円に改めるものでございます。

改正の理由でございますが、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律を受けて、北海道では公衆浴場法施行条例を制定し、公衆浴場入浴料金の統制額、上限額を定めてございますが、昨今の燃料等高騰を受けて、それまで 390 円であった統制額が、本年 8 月 11 日に改正されて 420 円となったところでございます。帯広市内の公衆浴場はもとより、管内の多くの公設入浴施設が 10 月 1 日から料金を 420 円に改正しているところでございます。本村の入浴料金は平成 13 年度から大人 300 円から 350 円、中学生、小学生は従前どおり 200 円、100 円でございますけれども、平成 16 年度からは高齢者 65 歳以上の方に 1 回 100 円の利用料の負担をお願いして、今日に至っているところでありますが、これを改正するというところでございます。

利用料金の収入でございますけれども、平成 19 年度決算では 1,150 万円あまりとなってございまして、この額につきましては管理運営費の約 3 分の 1 というような状況になっているところでございます。

近年、村の持ち出し負担が大きくなっているところでございまして、こうした中、施設の改修、3 年毎の料金の見直し、検討を進めてまいった段階で、統制額の 420 円までは引き上げずに 400 円の利用料に設定させていただいたところでございます。また、65 歳以上の高齢者や小学生の利用料は据え置きにしたということでございます。

また、統制額につきましては、シャンプー、石鹸料金は別ということでございます。しかしながら、更別の温泉につきましては、シャンプー、石鹸類は 400 円の料金の中に含まれるということにしているところでございます。

なお、利用料金の改定による利用料の増加額は、平成 19 年度の一般入浴者数は、およそ 26,500 人でございましたので、この数値を元に計算しますと年間およそ 1,300 千円程度の増と推計をするものでございます。

次に 17 ページ、別表第 4 の給食部門利用料の改正でございます。

条文の順序により説明が後先になりますけれども、こちらは福祉の里総合センター厨房で調理された給食の料金でございます。平成 14 年度開設以来、同じ料金体系でまいったわけでございますが、生活支援ハウスの入居者について、1 食あたり 400 円から 460 円に引き上げようとするものでございます。

国保診療所の一般入院患者の食事代及びコムニの里入所者の方の標準の食事代は、それぞれ 1 日あたり 1,380 円であります。保険適用ではございませんが、居室利用料とともにホテルコストとしてご負担をいただいているものでございます。

生活支援ハウスの料金を 1 食 460 円に設定するというので、1 日あたり 1,380 円になり、他の施設に入られている方との均衡を保つものであります。

また、通所介護では、現在では民間の社会法人が運営されております。

議 長
3 番菊地議員

すけれども、老人保健福祉センターでの事業は継続しておりますので、項目は残す必要がございます。

ただし、備考欄の定めは村直営時代の定めでございます。材料費 400 円、その他費用 100 円の規定を削除するものでございます。現在、実際は使われていない規定であるということでもあります。

附則といたしまして、改正は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものであります。

これら改正につきましても、11 月 21 日開催の使用料等審議会で、改正案のとおり答申をいただいているところでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議方お願いを申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

3 番 菊地さん

ただ今の福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例について何点かご質問させていただきます。

支援ハウスの給食部門の値上げについてお伺いいたします。

いくつかありますのでよろしくお願いいたします。

まず、支援ハウスに入居される方々は介護予防給付が認められる要支援 1・2 及び要介護 1 と認定された方が入居対象であるということに間違いがありませんでしょうか、確認させていただきたいと思います。

2 点目についてです。

食事についてお伺いします。

入居者の方のお食事は、基本的に入居の際の利用案内を拝見させていただきましたけれども、基本的に給食のみで済まされているのでしょうか。要支援の方、及び要介護の方というのは、食事の支度ですか家事、自分の身の回りのことをするための介護支援というものが受けられることになっています。3 食全てを出された食事に頼るということは、その介護予防という点から見まして、後退になるようなことはないかと心配になります。例えば入居者の方の自炊、そこには簡単な調理施設が各部屋にありますから、そういった意味で、例えばお昼ご飯は自分で作るからいいわとか、朝食は自分は食べる習慣がないからいいわとか、そういう自由はきくのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

3 点目です。

ただ今、説明がありました、コム二の里の入居者の方との均衡を図るというお話がございました。1 日あたり 1,380 円という金額はコム二の里に入居されている方の収入区分がございまして、要介護度やその方の収入によって 4 段階に分かれています。その 1 番収入のある方の介護度の高い方のその日 1 日分の食事というのが 1,380 円でして、他にもっと低い方、第 1 段階は 300 円、第 2 段階は 390 円、第 3 段階は 650 円という配慮があります。支援ハウスにおいてはどうなってい

ますでしょうか、その点についてお伺いいたします。

4 点目です。

今回の条例の一部改正案による、支援ハウス入居者の方々の給食費値上げに関して、入居者及びその家族に対しての情報提供ですとか、意見の聴取といったパブリックコメントはなさいましたでしょうか。お伺いいたします。

この値上げに至るまでの経過についてもお伺いしたいと思います。

今年の 8 月 1 日よりコム二の里がオープンいたしまして、福祉の里総合センターの厨房で出す食事の量が減ったということを伺っています。でもそれは突然起こったことではありませんで、あらかじめ、この時から変わるというのはわかっていたことだと思います。そのことで食数が減ることによりコスト高になるということも考えられますけれども、それに対する対策と言いますか、自助努力というのをどのようになされたのですか。以上、よろしくお願いします。

保健福祉課長

私の方からお答えしたいと思います。まず 1 点目の介護度合いの話ですけれども、要支援から要介護 1 というお話でしたけれども、要介護 2 の方も 1 名いらっしゃいます。この方は自分の体の力が強くてご自分で色んなことができるということで、入っておられます。

2 点目ですが、自炊の自由はきくのかというお話ですけれども、基本的には出されたお食事ではいただきたい。電気の機器ではございますけれども、一応、村の考え方としては、自炊が出来る方はシルバーハウジングの方でお暮らしをいただいている、そちらで自炊が可能でなくなった方がこちらの方の支援ハウスに入られているという観点で、ご自分での食事ということは左様には考えておりません。

それから 3 点目ですけれども、コム二の里の収入区分の高い方に合わせているというお話でございますが、実は介護保険もそうでございますし、診療所の入院患者もそうなのですけれども、収入区分で割り落としになる方は、それぞれの保険の中で面倒を見ていくという制度がございます。例えば割り落としになっても介護保険の中で面倒を見るよとか、国保の方もそういうことでございます。保険制度の中でなっておりますけれども、支援ハウスについては全くそういった支弁がない。まるっきり村の税金の持ち出しになるということがございます。

4 点目の情報提供、パブリックコメントのお話ですけれども、こちらについては、入居されている方達へのご説明は申し上げておりません。これが条例決定した後にお話をしようと考えてございます。

それから 5 点目の経過、対策を取ったかということでございます。実はコム二の里にデイサービスの食事を提供されるということは決まりましたのは 6 月位でございます。こちらの方からも食事を提供することは可能なのですけれども、私どもの方でというお話があったものですから、そちらをお願いしてございますけれども、実際に福祉の里総合センターの厨房から提供する食事、朝 6 時から出勤をして夜

議長
3 番菊地議員

7 時半まで職員がつめるわけですがけれども、今、嘱託職員が 3 名とパート職員 3 名の 6 名で組み合わせた中で仕事をさせていただいておりますけれども、なかなか職員の数を減らすということはそれぞれに負担がかかりますし、ギリギリのところで行っておりますので、職員の人数は減らすことは出来ない。それから食材費の方でございますけれども、出来ればより安全な食事ということで、ごく一部分の輸入品を除いてなるべく国産のもの、そして地元の商店から購うという観点で運営をしております。そういったことで対策はしたかと言われましても対策のしようがないというのが現状であります。

それからもう 1 点申し添えますけれども、類似施設、十勝管内に 4 施設ございます。食事の提供をしているのは私どもと、もう 1 か所だけでございます。基本的には介護施設ではございません。居宅の施設でございますから、食事の代金につきましては、本来は原材料、かかった経費、それをご負担いただくのが筋かなと思いますけれども、福祉といった観点で 1 食あたり、平成 19 年度 555 円かかっておりましたが 400 円で提供しているという、そういった配慮もしているということでございます。

3 番菊地さん

更別村の給食のことについて再度お伺いします。

更別村で給食が必要な所というのは、小学校、中学校、診療所、生活支援ハウス、コムニの里がありますが、更別村で直営している給食を作っている場所というのは、一元化出来ないものなののでしょうか。場所が 2 つあれば、それだけ経費もかかりますし、人件費、その他もろもろかかってくると思います。例えば総合給食センターという考え方で、実際に白糠町の方では総合給食センターを作って運営しています。そこで作っているものは、学校給食、介護予防、生活支援事業の対象者への配食サービス、あとは首長が必要と認める給食というふうに考えられています。

更別村の学校給食センターを拝見しますと、今は児童生徒数は、かなり減っています。実際のピーク時に比べますと、どれ位減っているのか。そこら辺のこともお伺いします。

議長
村長

村長

村内の共同調理場については、ご質問のとおりであります。

これを一元化できないかということでありますけれども、白糠町で行っておりますから、出来ないことはないのですけれども、仮に一元化、一か所に集めるということになりますと、今こういう類のものは非常に食中毒だとか、そういう問題で厳しくなっていますので、それぞれ給食ラインを分けるという必要が出てきます。そうすると、今の施設では出来ないわけです。新たに建設をしてやり直すということが出てくるわけで、これには多額の投資が必要になってくるということでもあります。現在それぞれ整備をされておりますので、仮に学校給食センターの共同調理場が老朽化をして建て替えるという時点で、そう

いうものは可能になってくると思いますけれども、現時点でなかなか難しいものがあると思っております。ただ、学校給食センターにいたしましても食材は保護者の方々からいただく範囲の中で全て賄うことになってございますけれども、調理、管理費につきましては年々負担が大きくなっておりまして、19年度の決算資料でもお示しをしておりますけれども、学校給食センターで作る食事の1食あたりの単価は500円位かかっています。そして今回の支援ハウスや病院に提供する食事の1食あたりの単価は19年度で555円。今年は食数が減ってございますので600円程になっているということであります。これはやはり私どもも改善しなければならぬ事項でありますけれども、なかなかその糸口が見えない状況にあって、少し困っているわけでありまして、やはりこれを少しでも改善すべく、あらゆる角度から検討する必要があると思っております。これについては担当課と再び話をさせていただいているところでございます。そして、今般の給食費の値上げに関しまして、やはりあそこに入居されている方々のご負担のことも考えた中での改正だと私は思っているのです。例えばあそこの居室料につきましては所得段階を設けていただいているわけでありまして、入居されている方の4人しか部屋代をいただいております。そして、光熱水費は一律9,000円いただいているわけでありまして、あそこにかかる経費というものはL S Aを含めまして直接的な経費、これは一般的に全部一括して発注している清掃だとか、公共下水道の料金だとか、修繕費はカウントしてございますけれども、直接的な経費というものは21,400千円かかっている。その中で居室使用料としていただいているものは、2,529,000円となっているわけで、食事代を除いてお一人あたり、村の方としては1,000千円程度のご支援をさせていただいているという状況の中で、やはり基本となる給食費については病院、コム二の里の給食費につきましては、それぞれ国の支援等もございまして、その負担について、私はお願いをしてまいりたいと思っているところであります。

今般の改正によって、概算でございまして、52,900円から74,900円、これは全部含めての負担となるわけでありまして、これはやはり一般的な方々の生活から見て、認められる額ではないかと思っているところであります。

議長
給食センター所長

給食センター所長

食数の方だけですけれども、現在地の給食センターに移りましたのは、昭和54年で、この頃で大体年間で117,500食、平成に入りましてのピークで、平成4年で103,000食、現在は19年度の実績でございまして、74,000食となっております。

議長

他に質疑はありませんか。

議長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

議長

討論の発言を許します。

原案に対する反対者の発言を許します。

3 番 菊地さん

3 番菊地議員

私は、議案 62 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定について反対討論をいたします。

本条例改正の問題点は、生活支援ハウス事業給食利用料の改正についてであります。

現行 1 食当たり 400 円を 460 円に値上げするとの理由が、福祉施設・医療施設における給食利用料との均衡を図るためと述べられていますけれども、私は納得出来ません。

言うまでもなく、食は生きるための基本であり、限られた収入の中で慎ましく老後を生きる支援ハウスの入居者の方々の生存権を脅かす改正にもなりかねないと思います。

この条例が改正された場合、単純に計算して 1 か月 30 日間、1 日 3 食の食事を給食でとりますと、1 か月 5,400 円の負担増、1 年では 64,800 円の負担が利用者の方々にのしかかってまいります。

現在、入居している 15 世帯のうち、11 世帯は非課税世帯の方です。

実際に支援ハウスの生活にかかる経費を単純に計算いたしますと、入居費は非課税の方ですから 0 円になりますけれども、光熱水費が一律 9,000 円、食費が 3 食、給食をとったとして、36,000 円、そして電気料は各自メーターが個別に付いておりまして基本料金を支払うことになりますから、それで 50,000 円弱になります。これに各自の病気をお持ちの方、色々あります。医療費や介護サービスの自己負担額も加わりますと、大変厳しい。介護予防のためのデイサービスですとか、歩行器等の介護用品のレンタル、訪問ヘルパーサービスも受けにくくなってしまうという現状が考えられます。

これでは福祉の後退と言わざるを得ない。

老齢基礎年金の満額は 800 千円弱です。そこから更に介護保険料、後期高齢者医療保険料、または国保税、または住民税等が徴収されることになります。この方達の手元に残る金額がどれ程になるのかということと考えますと、非常にこれは厳しいと言わざるを得ないと思います。

この条例の一部改正は、介護保険や後期高齢者医療制度の保険料とは異なり、国全体や道全体で、この制度を運営していく、その原資となるものを徴収するのではないです。あくまでも支援ハウスという村の事業に対しての条例だと理解しています。村として、最大限の努力をして、なお財政を圧迫し、事業そのものの存続に関わるためのぎりぎりの判断での値上げ踏み切りというのならともかく、均衡を図るためといった理由では納得できません。自宅からシルバーハウジング、生活支援ハウスからコムニの里という、住み慣れた村で安心して老いを迎えられる更別村の作ったこの道筋が、大変細い道になっていくような気がいたします。不況の中で苦しい生活を強いられている高齢者

議 長
7 番本多議員

の更なる大きな負担となるのは明らかです。

この条例の一部改正に反対致します。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう宜しくお願いいたします。以上です。

原案に対する賛成者の発言を許します。

7 番 本多さん

私は賛成をする立場でお話したいと思います。

入居者におかれましては、先程の村長の説明の中でも色々あったと思うのですが、所得に応じてということで、それなりに低所得者におきましては、恩恵があると思います。運営費については 20,000 千円以上も村が負担しているわけございまして、それなりに応分の負担は必要ではないかと思います。またこの給食費におかれましては、当初 400 円だったということですが、今は原材料費で 600 円程度ということでございまして、この値上げについてもかなり辛抱して据え置かれたのではないかというふうに思っております。そういったことから村も大変厳しい状況であると思いますので、応分の負担をしていただくのが必要だと私は考えまして賛成をしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これをもって討論を終了いたします。

これから議案第 62 号、更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立 4 ・ 着席 2)

議 長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議 長

日程第 13、議案第 63 号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第 63 号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の見直しを行うため、この条例を制定しようとするものであります。

次のページが改正条例の本文でございますが、本件につきましても資料の提出をいたしております。

議案資料 18 ページをお願い申し上げます。

この資料に基づきましてご説明を申し上げます。

第8条第1項に、ただし、村長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとするという規定文を追加するものでございます。規則の改正部分につきましては、添付してございませんけれども、この内容につきまして、ご説明を申し上げます。

出産一時金の額について、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産いたしますと、現行の35万円に3万円を加算し、加入しない医療機関では、現行の35万円のままとなるものであります。

この産科医療補償制度につきましては、明年1月1日以降に出生した赤ちゃんから対象になるものでありまして、この改正条例の施行も同じく1月1日からとなるわけでありまして。

補償対象でございますが、原則的には2,000グラム以上でかつ妊婦33週以上のお産で重度の脳性麻痺となった赤ちゃんが対象となるものであります。

補償の内容は看護、介護のために準備一時金が600万円、その他に総額2,400万円が補償、分割分として20年にわたり支払われるものでございます。保障制度そのものも1月1日開始ということでありまして。

十勝管内で産科、分娩に対応している5つの医療機関がございまして、これは全て加入ということでございます。

本村の国民健康保険運営協議会にも、このことについて諮問しておりまして、原案通り答申をいただいているところでございます。

本日、議会で議決をいただければ、直ちに北海道知事に協議書を提出し、施行日までに協議が整う運びとなっているところでございます。

また同条第2項の改正は、現行の第9条を次の条に置き換える文言の整理でございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4番 堂場さん

改正の第8条第2項については、第8条の1項の規定に関らず、全面的に支払わないということになります。

ここで、ただし書きが新しくなったのですが、村長が健康保険法施行令、大正15年勅令第243号第36条の規定を勘案して3万円を加算する、しないというのが増えたのですが、この大正時代の今から80年にも前にあるようなもので、この法律を勘案して、3万円加算することが出来るということなののですが、大正15年勅令第243号第36条の規定というのは、どういう規定なのか教えてほしいと思います。

村長の判断で3万円を増やすか、増やさないかという1番大事なことでと思うので、大正時代の憲法を勘案するということなので説明して下さい。

昼食のため、暫時休憩いたします。

(11時55分)

議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 （ 13 時 30 分 ） 先程の堂場議員の質問に対しましての答弁をお願いいたします。
	村 長	
村	長	先程のご質問にご答弁を申し上げます。 この健康保険法は大正 11 年の法律第 70 号で定められておりまして、この健康保険法の施行にあたりまして、健康保険法施行令というものがございすけれども、これによって各種事業が行われているわけがありますが、この健康保険法施行令の始まりは、大正 11 年勅令第 243 号によって発せられたということであります。その健康保険法施行令の第 36 条の中で出産一時金に関する規定が設けられておりまして、各町村は、この規定を設けて、それぞれ出産一時金の支給、そして今回のように産科医療補償制度を行う場合は、この規則で定めなさいということになっているわけであります。規則の添付が、これは条例を出す直前に決まったものでありまして、規則の提出が遅れて出来ませんでしたけれども、この規定の中に今回の産科医療補償制度に加入するために 3 万円を加算するという文言を入れて、この制度を実施してまいりたいと思っております。以上でございます。
議	長	他に質疑はありませんか。
		（ありませんの声あり）
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
		（原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 63 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 14、議案第 64 号 更別村営農用水給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	村 長	
村	長	議案第 64 号 更別村営農用水給水条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村営農用水給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、営農用水手数料について、住民の利便性向上及び行政事務の効率化、更に管内市町村との均衡を図るため、改正しようとするものであります。 この改正条例につきましても、資料を提出してございます。

議案資料 19 ページをお願い申し上げます。

この新旧対照表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

現行では、(1)設計手数料、新設の場合、1件につき1,200円、増設、改造及び撤去の場合、1件につき800円、(2)設計審査手数料、1件につき1,200円、(3)検査手数料、材料検査手数料、1件につき2,200円、工事完了検査手数料、1件につき2,300円、(4)閉栓手数料、1件につき2,300円となっているところであります。この(1)設計手数料につきましては、指定店制度が確立されていなかった時期に村自体で設計を行った際、賦課した手数料でございまして、現在は指定店が対応し、実績がないことから、必要性がないということでありまして、今回廃止するものでございます。

(2)設計審査手数料、(3)材料検査手数料、工事完了検査手数料を合わせて、5,700円の検査手数料となるところでございますけれども、これにつきましては、一連の業務であるということから管内市町村の状況と勘案して設計審査、工事検査手数料を合わせて5,000円とするものでございます。

(4)閉栓手数料につきましては、維持管理上の行為として、使用料の中に含まれるという考えが他の町村でも多いことから、本村も同様に見直しをし、これにつきましては、廃止をするということであります。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行日前の給水装置の申込者については、なお従前の例によるということであります。

なお、本件に関しましても、11月21日開催の使用料等審議会において、改正案通り答申をいただいているところでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議方お願いを申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。
これから議案第64号 更別村営農用水給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 15、議案第 65 号 更別村公共下水道条例の一部を改正する
条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第 65 号、更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件
でございます。

議案第 65 号、更別村公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定するものでございます。

理由といたしましては、公共下水道使用料金について、近年の社会
情勢や村の財政状況を考慮し、更に管内市町村との均衡を図るため、
改正しようとするものでございます。また、生ごみの減量化と住民の
生活環境向上のため、ディスポーザーの設置を進め、その料金を設定
しようとするものでございます。

次のページから改正条例の本文でございますが、料金改定にあたり
まして、少し説明を加えさせていただきたいと思います。

現行の料金につきましては、平成 13 年 11 月から下水道が始まって
ございますが、この供用開始以来、下水道普及の向上を目指し、使用
料金を据え置いてきたところでございます。

しかしながら、供用開始から 7 年が経過し、普及率も 90%を超えた
段階でも、当初計画いたしました収入が人件費を含む維持管理費の
80%分にも満たないことを考慮いたしますと、料金の改定と経営改善
が必要となっていたところでございます。

特別会計でありますので、維持管理費につきましては全額を料金で
賄うことが基本であるところでありますけれども、昨今の厳しい状況
を勘案して、当面、維持管理費の 80%の負担をお願いするものでござ
います。使用料、基本料金 1,400 円を 1,500 円に、また超過料金、1
トンあたり 140 円を 150 円に、率にして 7.14%を上げる改正をお願い
するものでございます。また、公共下水道事業につきましては、一般
会計から公資本対策費といたしまして、平成 19 年度におきましては、
7,925 千円を繰出ししているということでございますが、その繰出し、
繰入れを行う条件といたしまして、総務省の指導によって使用料単価
が 150 円以上の事業について、繰出し、繰入れをしても良いというこ
との指導があるところでございます。

本件につきましても、11 月 21 日開催の使用料等審議会において、
改正案通りの答申をいただいているところでございます。

資料を提出してございます。この資料につきましては、佐藤建設水
道課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

建設水道課長

建設水道課長	(議案第 65 号、更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。)
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
3 番菊地議員	3 番 菊地さん ただ今、説明いただきましたところで、ちょっとわかりにくいところがあったので、もう 1 度詳しく説明していただきたいと思います。 ディスポーザーのことなのですが、ディスポーザーには直接投入型ディスポーザーとディスポーザー排水処理システムを使いました、より排水、下水道及び下水道処理場に対する負荷がかかりにくいものが排水処理システムを備えたものだ理解しているのですが、この料金のところを見ますと、資料の 24 ページ、25 ページ、使用料の徴収、第 17 条にありまして、直接投入型ディスポーザーの設置により、粉碎した生ごみその他これを類するものを排除する公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収するというふうに、第 18 条の第 4 項にも、同じように毎使用月において、別表第 3 に定めるところにより算定するというふうに記載されているのですが、これは排水処理システムを伴った、より環境に賦課を与えにくいディスポーザーを使っている方は、利用料は徴収しないということですか。直接投入型を利用している人だけが月に 200 円の使用料を払うということよろしいですか。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	はい、そのとおりでございます。
議 長	3 番 菊地さん
3 番菊地議員	直接投入型ディスポーザーというのは、台所の排水口にミキサーみたいなものがあって、生ごみを入るとどろどろになるか、粉碎される。性能によるのですが、それを直接下水道に流すということですよ。その調査も十分になさった上で、更別村の下水処理場に対する負荷も今の状態と大した変わらないという調査結果のもとに、これが作られていったと思うのですが、そのようなお話を以前伺いました。
議 長	この場合に、下水道ディスポーザー排水処理システムを設置してディスポーザーを使っている方の届出は必要ないのですか。
建設水道課長	整理して言いますと、毎月使用料が加算されない排水処理システムを使っているディスポーザーを設置する人は届出が必要ないし、毎月加算されないから届出も必要ないのですか。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	ディスポーザーの機械を付ける時については、排水設備をしている方も、していない方も設置する場合には、届出を出して指定店でやっていただきたいというふうに規則で追加してございます。
議 長	3 番 菊地さん
3 番菊地議員	ではもう 1 度確認させて下さい。

議長
建設水道課長

排水処理システム付きのディスポーザーを使った方が加算の 200 円を支払わなくて良いということは、それだけ下水道に対する賦課が少ないという理解で良いのですか。

建設水道課長

その設備が付いているものにつきましては、粉碎をした後、粉碎したものは排水設備のこっちの方に入っていて、水分だけが下水道に流れるということですので、粉碎したものが全く下水道に入らないようなシステムなのです。それで料金はかからないということで設定したものでございます。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第 65 号、更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第 16、議案第 66 号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第 66 号、更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、農業集落排水施設使用料金について、近年の社会情勢や村の財政状況を考慮し、更に下水道使用料との均衡を図るため、改正しようとするものでございます。

次のページが改正条例の本文でございますが、資料を提出してございます。

33 ページをお願い申し上げます。

新旧対照表を提出させていただいてございます。

内容といたしましては、更別村公共下水道使用料の改正と同様でございます。これに合わせるものでございます。それぞれ、条例本文、更には新旧対照表をご参照、お目通しを願いたいと存じます。

以上で提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議方お願いを申し上げます。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 66 号、更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 17、議案第 67 号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 67 号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、定住化促進住宅は、移住・定住施策の一環として実施しているが、同規模の公営住宅家賃と比べますと、高額な住宅料となってきたことから、適正な住宅料を設定するため、この条例を制定しようとするものでございます。 これにつきましても、資料を提出してございます。 34 ページをお願い申し上げます。 この新旧対照表でご説明させていただきますけれども、まず見出しの住宅料の算定につきましては、住宅料と改めるものでございます。 第 5 条の住宅料の月額につきましては、現行、規格毎に 1 平方メートルを単価に面積を乗じて算定しているところでございますが、本来のこの種の算定にあたりましては、住宅の経過年数に応じた調整が必要であるわけでありましたが、この措置がないために、先程ご説明申し上げたとおり、これらの住宅につきましては、築後 29 年から 50 年経過の住宅にも関わらず公営住宅との住宅料と比較をいたしまして、非常に割高になっているという状況にあります。 今般、改正案のとおり、公営住宅料との均衡を図り、またわかりやすく月額で、この住宅はいくらですよということを定めるものでございます。 なお、参考ではございますけれども、番号 1 の住宅については 33

		年経過の住宅であります。番号 2、3 につきましては、29 年経過、番号 4 は 50 年経過というようになっております。 この改正につきましても、11 月 21 日開催の使用料等審議会で、改正案の通り答申をいただいているところでございます。 附則といたしまして、この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行するということにしております。 以上で提案説明とさせていただきます。 よろしくご審議方お願いを申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 67 号、更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 18、議案第 68 号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 68 号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由として、水道手数料について、住民の利便性向上及び行政事務の効率化、更に管内市町村との均衡を図るため、改正しようとするものでございます。 この改正条例につきましても資料として 36 ページから提出をしているところであります。 本件に関しましては、議案第 64 号の更別村営農用水給水条例の一部改正とそれぞれ同様の内容となっているところでございます。それぞれご参照、お目通しを願ひまして、提案説明とさせていただきます。 以上で提案説明とさせていただきます。 よろしくご審議方お願いを申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議	長	質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 68 号、更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 19、議案第 69 号 更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 69 号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件でございます。 更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者を次のとおり指定しようとするものでございます。 1、管理を行わせる公の施設の名称、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパーク、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社さらべつ産業振興公社、代表取締役、三ツ山忠、3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものであります。 理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 本案に関しましては、38ページから資料を提出しているところでございます。この資料に基づきまして補足説明をさせていただきたいと存じます。 1、2についてはお目通しを願いたいと思います。 3といたしまして、指定管理候補者としては、選定対象団体、候補者の団体、いずれも株式会社さらべつ産業振興公社、代表取締役、三ツ山忠としたところでございます。 4の候補者選定日程でございますけれども、(1)第1回指定管理者選定委員会につきましては、江本副村長を委員長といたしまして、総勢委員7名で、この委員会を組織してございますが、1名が病欠で実質6名で審査にあたったところでございます。第1回指定管理者選定委員会につきましては、10月10日、(2)第2回につきましては、10月24日、(3)募集説明会につきましては、11月5日に行っておりまして、記載

の2社が出席をしてございます。(4)募集期間でございますが、11月4日から11月18日までといたしたところでございます。(5)第3回指定管理者選定委員会につきましては、11月26日に開催してございます。

(6)第4回指定管理者選定委員会につきましては、12月1日、最終審査ということで開催をしてございます。

5の評価方法でございますが、第2回指定管理者選定委員会で定めた各事項について、評価をいたしたところでございます。

40ページにまいりまして、6の審査の方法につきまして、記載のとおりでございますが、劣の評定が1項目でも採点されれば非該当とするということにして審査を行ったところでございます。

7の管理費用の比較でございますが、(1)更別村情報拠点施設につきましては、村の算定額が3年間で9,900千円といたしたところでございますが、さらべつ産業振興公社の申請額も同額ということでございました。(2)さらべつカントリーパークにつきましても、村の算定額が3年間で6,300千円といたしたところでございますが、これにつきましても同額で申請がされたところでございます。これにつきましては、情報拠点施設、さらべつカントリーパークの今後の経営が大変厳しいと予想しているところでございまして、これにつきましては村の算定額と同様の数字となったところでございます。

8の最終審査の点数につきましては、合計で116点ということでありました。ちょっと辛い点数、評価となったところでございますけれども、これにつきましては、全委員の平均点数ということでございまして、普通であれば高いのと低い所を削っての平均点数となるところでございますけれども、生の数字を載せさせていただいたということでございます。

9の選定理由につきましては、採点の結果のとおり、選定委員の総意により、株式会社さらべつ産業振興公社を適当と認めたということでございます。

10の選定委員につきましては、先程申し上げましたとおり、7名で構成しておりますけれども、1名が欠席の中で行われておりますけれども、選定委員会設置要綱で定めた委員として行ったところでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議方お願いを申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

1番 赤津さん

ちょっとお聞きしたいと思います。

応募の方法というのは、告示でやるのか。どのような方法でやるのか1点。

それと今回これで見ると2社が出ているということなのですが、管理費用の比較で同額というのはどうなのかなと思います。村と申請者が全て同額になっているというのは、本来どうということなのか。普通は

議長

1番赤津議員

業者の方が多くて大抵は役場の方が少ないということになって、さっきのお話ですと、状況は厳しいとするならば、なおかつ、そのような格差があって良いのではないかと思います。その辺をお聞きしたいと思うのと、生の点数が出ているということでもあります。生の点数が出ていることは良いことなのですが、200点満点の116点というのは普通でいくとどうなのか。まして、これは17年から始まって2回目の実績であるだけに、ちょっとこの点数というのは何とも普通でいくと低い気がするのですけれども、そういうような面で合格をしているという点、その点について説明をして下さい。

議長
総務課長

総務課長

応募方法については、公募の概要に基づいて公募の範囲をどの程度にするのかという問題も色々あったのですが、条例の中に基づいた中で、更別村内に事務所又は事業所を有する団体という形で法人格の有無は問わないということで放送並びに告示をした中で公募をしています。

議長
副村長

副村長

私の方から他の2点についてお答えいたします。

委託料の関係です。今回、補正で債務負担行為で出しているのですが、先程、村長が説明したように、去年の原油高騰以来、かなり通行客が減っているという状況でございます。そんな中で、村から出す金額というのは、やはり今後の運営を3年間やってもらう状況を勘案しますと厳しいものになると聞いております。19年の評価の中でも厳しいということも聞いておりますので、範囲については、村の提案額に対しまして、同額であったというふうに理解をしております。

点数のことですけれども、今回は書面審査、応募した人を呼んで、委員による面接を行い、事前に面接を行う前に各委員よりさらべつ産業振興公社から提案のあった内容について色々検討しまして、今後、さらべつの情報発信基地でございますし、また道の駅におきましては、その地域の特産品、そういったものが1番あればお客さんも来るということで、そういった企画の面で各委員より厳しい意見がございました関係上、総体的に6名の委員による評価では厳しくなったと思っております。ただ、今までの13年間の産業振興公社の中におきましては、4,600千円位、当期末利益も出しておりますし、年々資本も15年当時は3,380千円位でしたけれども、19年度末では37,347千円と増やしておりますし、2回目でありますけれども、今後厳しい中でやはり3年間頑張ってもらうためには、点数につきましても、そんな関係で厳しくなっている。

そして委託料につきましては、厳しいことを想定して、村の委託料の総額に対して同額であったという背景がございます。

また、道から来ております駐車場の委託料につきましては、今後、道の財政も厳しい中、見直しをかけておりますので、そういった点も考慮すると、村としても今後、更に村の特産品とか観光のPRの情報

議長
総務課長

議長
1 番赤津議員

議長
村長

議長
6 番松橋議員

基地でございますので、力を入れてもらいたいという関係で、こういう委託料になったということでございます。

同額ということですが、その辺はなるべく努力してもらってやってもらうということは、今後も言っていきたいと思っております。

総務課長

先程の答弁で1点もれていたのですが、11月の広報とホームページにも載せてございます。

1 番 赤津さん

私は指定管理は決して悪くないし、良い方法だと思っているところではありますが、これは検証しなければならないと思います。

この検証をどういうふうに行っているのかということなのです。

その辺が報告的に出てくることにおいて、決算書はいつも出ているから、それはそれで良いのですけれども、やはり契約の段階では3年間の検証というものがきちんとなされないと、今後のことを思うと2回目、3回目とやる時には、大事なことで、検証をやったか、やらないかのことを教えていただきたいことと、今後こういった指定管理というのは、私は増やすべきだと思うのですが、村の考えとしては、どのように思っているのか。少なくとも、この1件だけなのだけれども、まだまだ指定管理をするようなところもあるように私なりに感じられるのです。

ですから、そういった点が次年度からやるのがどうなのか、その辺を考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

村長

この指定管理者制度に対する事業の検証は、他の議員からもご質問をいただいた中で、答弁してございますけれども、これからますますこの種の事業については厳しくなると思っておりますので、3年間ではなくて、毎年、事業者とのすり合せ、検証をしてまいりたいと思っております。

また、指定管理者制度の更なる適用ということでございますけれども、これにつきましては、パークゴルフ場、牧場と考えられているわけですが、牧場につきましても色々と手探りの状態であたってございますけれども、なかなか本当に赤字のところがございます、上手く進んでいないのが実態でございます。

ただ、あらゆることを想定して、出来れば指定管理者制度に持っていきけることの出来る施設につきましては、積極的に持っていききたいと思っております。

指定管理者制度に踏み切れない施設等もございますけれども、これまでの経過の中で種々問題も抱えているということもございますので、それらをひとつひとつ整理をしながら対応してまいりたいと思っております。

6 番 松橋さん

どうも副村長の説明を聞いていると理解に苦しむというか、わかり

議
村

長
長

ずらいのですけれども、結局村と同額になるということは、この金額でお願いをしたという気がするのですけれども、それともう1点、確かに産業文教常任委員会でも調査をした中で、入場者数も利用者数も減っていますから、非常に厳しいのは十分わかっているのです。それでお話の中で、トレーラーハウスとログハウス等のお話はされているのですか。条件付きですと話を受ける方は全然違いますから、そのことをはっきりここでお話が出来るのであればお願いします。

村 長

この委託料の額の算定につきましては、平成20年度の額と私どもはこの額以上は出せませんということのなかで始まってございまして、それ以下におさえてくださいということを申し上げてしてございますので、向こうはこの範囲で努力をしてもらうということでございます。

それから、トレーラーハウス等の施設整備につきましては、前回は議会の中で答弁させていただきましたが、使えるものは使っていくという答弁をさせていただいて、これには先延ばしをしてまいりたいという答弁をいたしておりますので、そのことについては事業者と話をし、また時期につきましては、事業者とのすり合わせの中で実施してまいりたいと思っております。

議

長

他に質疑はありませんか。

議

長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議

長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第69号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

暫時休憩いたします。(14時25分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。(14時40分)

議

長

日程第20、議案第70号 平成20年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第70号、平成20年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件でございます。

平成20年度更別村一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,555千円を追加

		し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,611,688 千円とするものでございます。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。
		第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為補正によるものであります。
		第 3 条、地方債の変更は、第 3 表地方債補正によるものであります。
		今回の補正につきましては、年度内の制度改正による出産一時金同額に係る国保特別会計への増額補正等がございますけれども、主にはこれまで進めてまいりました事務事業の執行残及び補助金等、金額確定に伴う補正となっております。これら歳入歳出調整の上、今後の村づくりの上で必要となる農業振興基金等への積み増しを行うものでございます。
		第 2 表の債務負担行為の補正につきましては、施設の管理に関し、適正管理を図るために、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間、委託するための補正でございます。
		なお、江本副村長より補足説明をいただきますので、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。
議 長	副村長	
副 村 長		(平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 7 号)の件について、補足説明を行った。)
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
7 番本多議員	7 番 本多さん	入牧料が 2,400 千円程減額されていますが、それとの関係で、こういう資材等の投入をしなかったのか。それとも別な理由があったのか。
議 長	産業課長	
産業課長		入牧頭数との関係で減ったということではございませんが、牧草の状況等を見まして、タンカルの撒布の委託料等は牧草の状況を見て、土壤診断の状況を最終的に確認して減らしたということがあります。それから見積もり合わせという関係で減ったということもあります。それから種代等は、その牧区の小さな区毎の種の量が若干減っているということで、当初の見込みよりも減っているということです。入牧頭数との関係はありません。
議 長	7 番 本多さん	
7 番本多議員		今回、2,400 千円の入牧料の減額というのは、どういうことから起きたのかということをお伺いします。。
議 長	産業課長	
産業課長		当初の予算の見方は 19 年の実績が予算編成の段階で出てございましたので、それを基にして予算編成をしております。
		19 年度は牛でいけば 446 頭、馬でいけば 5 頭が利用されていたのですが、それを基にして、ある程度率も落としたのですけれども、それ

		を基にして入牧頭数を算定して、入牧料を算定したところであります。 ただ、今年の状況は牛については 382 頭、馬については 6 頭が利用されていたのですが、減った理由は、11 月 27 日に牧場運営協議会を開いて色々とお話を聞いていますが、村としては、これだということには至っていないところであります。
議 村	長 長	村 長 飼料の値上がりで私どもは少し入牧頭数が増えるのではないかと見ていたのですけれども。これが意外と伸びなかったのです。 ですから、来年に向けてどうしたら利用が増えるか、伸ばしていけるかについては、各関係機関と協議をさせていただいて、考えていかなければならないと思うのです。 能力が十分にあるのに利用されないという実態、そして飼料が値上がりしているのにも関わらず伸びてこない。これらの原因について、関係機関ともっと打ち合わせをして進めてまいらなければならないと思っています。そのようなことでご理解をお願いしたいと思います。
議 4 番堂場議員	長 4 番 堂場さん	関連して 23 ページ、牧場播種用種子購入費が 209 千円減額になっていますが、いつもこれは足りないくらいだったのですが、これは計画どおり出来なかったのか、それとも播種方法が変わったから余ったのか。
議 産業課長	長 産業課長	産業課長 これは当初、チモシー、メドフェスク、シロクロバをそれぞれ混ぜて全体的に今回は 40.1 ヘクタールの更新をしようということで、予算を見ていました。 最終的に播く段階で普及センターの意見を聞きながら、ヘクタールあたりの種子も減ったということで、ちょっと金額的には多かったのですけれども、減ったということでございます。
議 4 番堂場議員	長 4 番 堂場さん	面積は計画どおり行ったということでよろしいですね。
議 産業課長	長 産業課長	面積は 40.1 ヘクタールで同じです。
議	長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 70 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 7 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 21、議案第 71 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
	村 長	
村	長	議案第 71 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件でございます。
		平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるものでございます。
		第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,940 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 486,047 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,279 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 367,409 千円とするものでございます。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。
		まず事業勘定から説明申し上げます。
		事業勘定の歳出 9 ページをお開き願いたいと思います。
		款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 38 千円追加するものでございます。これにつきまして、件数の伸びによりまして、共同電算処理委託料 38 千円を追加するものでございます。
		款 2 保険給付費におきまして 33,883 千円を追加するものでございます。今年度に入りまして、医療費が急激に伸びを示してございます。実績を基に推計いたしますと、10%を越える伸びが見込まれまして、また制度改正による出産一時金の増額を含めまして、33,883 千円を追加するものでございます。
		項 1 療養諸費につきましては 28,419 千円を追加するものでございます。この内訳といたしまして、目 1 一般被保険者療養給付費につきましては 25,245 千円の追加、目 2 退職被保険者等療養給付費につきましては 2,218 千円の追加、目 3 一般被保険者療養費につきましては 788 千円追加するものでございます。目 4 退職被保険者等療養費は 154 千円の追加、目 5 審査支払手数料につきましては 14 千円、それぞれ追加するものでございます。
		項 2 高額療養費につきましては 3,534 千円を追加するものでございます。この内訳といたしまして、目 1 一般被保険者高額療養費につきましては 1,811 千円の追加、目 2 退職被保険者等高額療養費につきましては 1,723 千円の追加するものでございます。
		項 4 出産育児諸費につきましては、1,930 千円を追加するものでございます。この内訳といたしまして、目 1 出産育児一時金につきましては同額を追加するものでございます。当初、出産につきましては 15 人分を予算化したわけでございますけれども、12 月までに産まれるも

の14名ということで、出産件数が増えてございます。また、1月から3月までに産まれる方を6名と見込みまして、1月から3月までの出産に対しましては、38万円とするものでございます。これら当初分と差引きまして、1,930千円を追加するものでございます。

款9 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金につきましては19千円追加するものであります。基金の利息ということでございます。

次に歳入でございますが、7ページでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金につきましては5,676千円の追加でございます。現年度分で1,177千円、過年度分で4,499千円を追加するものであります。この過年度分につきましては19年度分の精算金ということでございます。

款4 療養給付費等交付金、項1 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金につきましては、7,980千円の追加、本年度前期の療養費の伸び、実績見合いから7,980千円の増を見込むものでございます。

款6 道支出金、項2 道補助金、目1 道財政調整交付金で、大きく19,331千円を追加するものでございます。これにつきましては、医療費の伸びの状況、所得の関係、それらを総合的に積算するものでございますが、概算申請におきまして総体で19,708千円となりまして、大きな伸びを示したものでございます。

款8 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金につきましては19千円を追加するものでございまして、この利子及び配当金につきましては、そっくり積立をするということでございます。

款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては934千円を追加するものでございまして、これにつきましては、出産育児一時金等繰入金1,286千円の追加、これに関しましては、出産一時金につきまして村が3分の2を負担するというルールでございますので、この度、追加をするものであります。3の財政安定化支援事業繰入金につきましては4千円の追加、4のその他一般会計繰入金につきましては、事務費対象分として71千円追加するものであります。福祉医療無料化波及分につきましては、427千円の減額となるものでございます。

次に診療施設勘定にまいります。

診療施設勘定の歳出、16ページをお開き願いたいと思います。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費1,059千円の追加であります。人件費につきましては、精査の結果、給料、職員手当、共済費を追加するものでございますが、職員手当につきましては寒冷地手当で81千円追加するものであります。9 旅費につきましては、介護支援員それぞれ更新、研修に係るものでございます。11の需用費720千円の追加であります。これにつきましては備品の修繕費として650千円、修繕の内容としては分包器の修理が必要でございまして250千円、またシャワーベットに400千円かかるということであります。消耗品といたしましては、食器の購入等で70千円となりまして、需用費

全体では 720 千円の追加ですが、これにつきましては感染症対策としてクリーニング料が増加をしております。この度、追加をお願いするものであります。14 の使用料及び賃借料は複写機のコピー代が伸びてございまして 95 千円の追加、19 の負担金補助及び交付金の 2 千円の追加につきましては、退職手当等組合負担金の追加でございまして、精査によるものでございます。

款 2 医業費、項 1 医業費、目 2 医薬品衛生材料費で 3,000 千円の追加となります。診療収入が伸びてございますけれども、診療収入に対し、医薬品費のウエイトが高くなってございまして、この度 3,000 千円を追加させていただくものであります。目 3 医療委託料につきましては 220 千円の追加、在宅用の酸素借上げということで追加をさせていただくものでございます。

歳入でございますが、14 ページをお開き願います。

款 1 診療収入 1,577 千円の追加であります。これまでの実績見合いで追加するものでございます。項 1 入院収入としては 472 千円の減、目 1 国民健康保険診療報酬収入では 931 千円の追加、目 2 社会保険診療報酬収入では 1,213 千円の追加、目 3 老人保険診療報酬収入 121 千円の追加、目 4 一部負担金収入につきましては、大きく 2,737 千円の減となっております。これにつきましては、当初、老人保険適用者の窓口負担が 2 割ということで見込まれていたわけでございますけれども、結果的に 1 割に戻されたということでございまして、これが調整の結果、2,737 千円の減となるものであります。この窓口負担金収入の減につきましては、上段の老人保険診療報酬収入の方で負担されるということであります。目 3 老人保険診療報酬収入の説明欄で老人保険診療報酬収入 12,030 千円の追加、介護保険診療報酬収入 11,909 千円の減額となっておりますけれども、これにつきましては診療所が 11 月 1 日から入院施設について療養型病床から一般病床に転換させたことによるものでございます。

項 2 外来収入につきましては、実績見込みの中で 2,049 千円増加するものでございます。内訳といたしまして、目 1 国民健康保険診療報酬収入 3,070 千円の減、目 2 社会保険診療報酬収入では 1,708 千円の追加、目 3 老人保険診療報酬収入 5,595 千円の追加、目 4 一部負担金収入 2,184 千円の減、先程も一部負担金の収入につきましては 2 割から 1 割へ変更によるものでございます。款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては 2,702 千円を追加するものであります。歳入歳出のバランスを取りまして今般、一般会計から追加するものでございます。

次に給与費の明細でございますが、18 ページからの明細書にてお示しをいたしているところでございますので、お目通しを願いたいと存じます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 71 号、平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 22、議案第 72 号 平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 72 号 平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)の件でございます。 平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)は次に定めるところによるものでございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 310 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,596 千円とするものであります。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものであります。 歳出の 6 ページをお開き願いたいと思います。 款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 310 千円の追加であります。これにつきましては備品購入費といたしまして、テレビチャット用備品を購入するということでございます。購入の理由でございますが、現在、後期高齢者医療の事務を住民生活課では賦課業務、保健福祉課では資格給付業務と分担して事務作業を行っているところでございますが、住民の方がどちらの窓口へ来庁された場合であってもテレビチャット、パソコンにモニターを設置するものでございますが、このテレビチャットを利用して相談出来るようにいたしまして、住民の利便性を図るものでございます。この事業につきましては、当初、一般会計により予算化してございましたけれども、後期高齢者医療事業の特別調整交付金、相談支援事業の拡大ということでありまして、これが交付される可能性が出てきました。このことによりまして、今般、この事業会計に予算の組替えをするものでございます。

		なお、歳入では、まだ国の補助金、交付金が決定されていないために、一般会計繰入金によって歳入歳出の調整をするということにしているところでございます。そのことを5ページ、歳入でございますが、款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で310千円をもって歳入歳出の調整を図るものでございます。 以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 （ありませんの声あり）
議	長	
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第72号、平成20年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第23、議案第73号 平成20年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第73号 平成20年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件でございます。 平成20年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。 第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございまして、今回は総額予算の額に変更はないところでありますが、内容について補正をお願いするものでございます。 歳出6ページをお開き願いたいと思います。 款1総務費、補正額は0円でございますが、項1の総務管理費、目1一般管理費におきまして94千円の追加でございます。これにつきましては、平成21年度からの介護認定システムを変えるということにございまして、このソフトの変更に伴う負担金の増でございまして、追加をさせていただくものであります。項3介護認定審査会費、目1認定調査費につきましては94千円を減ずるものでございまして、これにつきましては、訪問調査委託料、実績から94千円を減額するものでございます。 続きまして歳入でございますが、5ページをお開き願います。

		款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 事業費補助金、これにつきましては 56 千円の追加でございます。これにつきましては、介護保険事業費補助金として、システム改修費に対する補助金の追加ということとであります。款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金につきましては 56 千円を減額するものであります。事務費繰入金として 56 千円の減額で、0 円の補正予算ですが、このように内容を変更させていただくものであります。
議	長	以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 73 号、平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 24、議案第 74 号 平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
		村 長
村	長	議案第 74 号 平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件でございます。 平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は次に定めるところによるものでございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 456 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,609 千円とするものであります。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。 歳出 6 ページをお開き願いたいと思います。 款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費、456 千円を減額するものであります。今回の減額にあたりましては、リラクタウン関係の工事及び水道メーターの取替工事がほぼ終了してございますので、執行残ということで補正をさせていただくものであります。水道メーター取替工事につきましては、8 年の耐用年数ということでありまして、

127か所を取り替えたということでございます。

続きまして歳入5ページをお開き願いたいと思います。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1水道費国庫補助金につきましては27千円の減額、リラクタウン工事補助の確定によりまして減ずるものであります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、396千円の減額であります。これにつきましては、歳入歳出のバランス上、396千円を減額するものであります。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、33千円を減じまして67千円とするものであります。これにつきましては、前年度繰越金として33千円減額であります。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから議案第74号、平成20年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、議案第75号 平成20年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長 議案第75号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件でございます。

平成20年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,994千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,393千円とするものであります。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条といたしまして、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

歳出9ページをお開き願いたいと思います。

款1総務費、項2施設管理費、目3個別排水施設管理費、856千円の減額であります。個別排水処理施設につきましては、平成20年度に22基の建設を計画しておりましたが、実績が15基となりまして、7基少なくなったということでもあります。また4基が休止中ということでございまして、そのために管理経費を減額するものでございます。役務費におきまして228千円の減、委託料につきまして628千円を減額するものでございます。款2事業費、22,138千円、大幅に減額するものであります。項1下水道整備費におきまして1,117千円の減、目1下水道建設費につきましても1,117千円を減額するものであります。これにつきましては、リラクタウン地区の下水道工事が終了しておりますので、執行残として減額をさせていただきます。内容といたしましては、賃金として341千円、工事請負費として、776千円を減額するものでございます。項3個別排水処理施設整備費、目1個別排水処理施設整備費につきましては、21,021千円を減額するものであります。これにつきましては、先に説明させていただきましたけれども、個別排水処理施設の整備にあたって、当初22基、整備を計画いたしましたけれども、本年度は15基となりましたことから、それぞれ減額補正をさせていただくものであります。委託料におきまして、1,092千円の減額、工事請負費におきまして、19,929千円を減額するものでございます。

続きまして、歳入7ページをお願い申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道事業分担金といたしまして140千円を追加するものであります。これにつきましては、下水道整備を図った時には、分担金として70千円を負担するわけですが、この70千円につきましては、2年間で8回の分割払いという方法をとってございますが、一括払いの方が増えたということでありまして、140千円を追加するものであります。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業国庫補助金につきましては、10千円の減額、これはリラクタウン地区の補助金確定によりまして減ずるものであります。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事業量の減ということでありまして8,379千円を減額するものでございます。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては55千円の減、これは前年度繰越金の減でございます。款8村債、項1村債につきましては、14,600千円の減となるものであります。目1下水道事業債につきましては、9,300千円の減、目2の過疎対策事業債におきましては、5,300千円を減額するものであります。いずれもリラクタウン地区の工事の確定、更には個別排水処理施設の整備事業が22基から15基の7基減となったことによりまして、それぞれ減額するものであります。

4ページ、第3表地方債の補正につきまして説明申し上げますが、これにつきましては、個別排水処理施設について事業費が減少したことによりまして、それぞれ減額をするものであります。それぞれお目通しを願いたいと存じます。

次に3ページ、第2表債務負担行為の補正であります。これにつきましては、更別、上更別の浄化センター及び個別排水処理施設の維持管理の委託につきましては、管理の円滑、適正化を図るために3年間契約をしているところでございます。平成20年度末でそれぞれ契約が切れます。従ってまた3年間の委託契約ということでありまして、今般、補正をお願いするものであります。今年度中に入札等を実施いたしまして、次年度からの委託費が確定するということでありまして、限度額は82,389千円と総額で規定しているものであります。個別排水処理施設維持管理委託料につきましては、170基分を予定しているところでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第75号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、陳情第8号 社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております陳情第8号の件については、会議規則第92条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号、社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第27、陳情第9号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

議	長	ただいま議題となっております陳情第 9 号の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認めます。
議	長	したがって、陳情第 9 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託することに決定しました。 日程第 28、陳情第 10 号 J R 不採用問題の早期解決を求める陳情書の件を議題といたします。 おはかりいたします。
議	長	ただいま議題となっております陳情第 10 号の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認めます。
議	長	したがって、陳情第 10 号、J R 不採用問題の早期解決を求める陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託することに決定しました。 日程第 29、陳情第 11 号 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める陳情書の件を議題といたします。 おはかりいたします。
議	長	ただいま議題となっております陳情第 11 号の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認めます。
議	長	したがって、陳情第 11 号、政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定しました。 おはかりいたします。 議事の都合により 12 月 11 日から 12 月 18 日まで 8 日間休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、12 月 11 日から 12 月 18 日まで 8 日間休会することに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって、散会いたします。

(16 時 03 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 12 月 10 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ